

大学ポートレート運営会議(第14回)議事要旨(案)

1. 日 時 令和3年2月10日(水) 14:00～16:00

開催方法 オンラインにより開催

2. 出席者

[委員] 郭委員、香取委員、坂根委員、鈴木委員、西尾委員、長谷川委員、水戸委員、
安井委員、谷地委員、柳沢委員、

中田大学教育質保証・評価センター事務局長(奥野委員代理)、
松ヶ迫大学・短期大学基準協会事務局長(原田委員代理)

[主査] 小林大学ポートレートステークホルダー・ボード主査

[オブザーバー] 堀家高等教育局高等教育企画課高等教育政策室室長補佐(文部科学省)

[事務局] 土屋大学ポートレートセンター長、井田大学ポートレートセンター教授、
佐藤大学ポートレートセンター事務室長

(以上、大学改革支援・学位授与機構)、

小瀬私学経営情報センター長(日本私立学校振興・共済事業団)

3. 議 題

- (1) 大学ポートレート運営会議の議長及び副議長の選任について
- (2) 大学ポートレート運営会議(第13回)における議決の報告について
- (3) 大学ポートレートステークホルダー・ボードからの意見について
- (4) 大学ポートレートにおける機能拡充・改修等について
- (5) その他

4. 配付資料

- 資料1 大学ポートレート運営会議委員名簿
- 資料2 大学ポートレート運営会議(第13回)議事要旨(案)
- 資料3 大学ポートレートステークホルダー・ボード委員名簿及び令和2年度ヒアリング有識者名簿
- 資料4 令和2年度大学ポートレートステークホルダー・ボード 主な意見

資料5	大学ポートレートにおける機能拡充・改修について
資料6	令和2年度大学ポートレート参加状況
資料7	大学ポートレート公表画面へのアクセス数について
参考資料1	大学ポートレート運営会議関係規則等
参考資料2	令和2年度ヒアリング有識者配付資料（浅野先生）
参考資料3	令和2年度ヒアリング有識者配付資料（柳浦先生）
参考資料4	アメリカにおける大学情報の公表事例

まず佐藤事務室長より、第4期大学ポートレート運営会議委員の紹介があった。次に、参考資料1に基づき、大学ポートレート運営会議の役割について説明があった。その後、議題について協議が行われた。主な協議内容は、次のとおり。

(1) 大学ポートレート運営会議の議長及び副議長の選任について

- ・委員の互選により、議長を鈴木委員、副議長を水戸委員が務めることとなった。

(2) 大学ポートレート運営会議（第13回）における議決の報告について

- ・独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学ポートレート運営会議規則第5条第5項に基づき、鈴木議長から書面により開催された大学ポートレート運営会議（第13回）の議決の報告があった。

(3) 大学ポートレートステークホルダー・ボードからの意見について

- ・はじめに、佐藤事務室長より資料3について説明があった。次に、小林大学ポートレートステークホルダー・ボード主査より資料4に基づき、令和2年度大学ポートレートステークホルダー・ボードにおいて委員及び有識者から出された意見について報告があった。

<主な意見>

- 【水戸副議長】方向性としては、私立学校法や大学設置基準において大学に情報公開をさせる動きになっている。ステークホルダー・ボードでは国公立のデータベースを作

成すべきとの意見があるが、私立大学が入ると相当大きなデータベースにならざるを得ない。日本私立学校振興・共済事業団が現在学校法人基礎調査を行っているが、まだローデータのようなものはない。国公立と同じようなデータを毎年1回収集し、データベース化して分析、比較ができるようにしていくというのが一つの方向になると思う。ただ、日本私立学校振興・共済事業団においては予算面での問題が生じると思う。

【小林主査】 大学情報の公表は「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」や「教学マネジメント指針」にも掲げられており、そのような方向で進んでいくと思うが、規制や義務化は望ましくないと考えている。義務化すると大学側が「やったふり」で済ませてしまう可能性があるため、大学が、あるいは大学団体のような中間組織が公表する情報を決めながら、自律的に公表していくのが基本的なあり方だと思う。これまで大学情報の公表に消極的だったために義務化を求める意見が大学外から出てくることを懸念している。その上で、データベース化を行うにあたっては日本私立学校振興・共済事業団の予算措置について文部科学省に考えていただく必要がある。

まずは最低限どの大学情報を公表するかを決めてもらえばよい。アメリカにおいても全ての情報を公表しているわけではなく、大学として公表できる情報を長い間大学と連邦教育省が議論して今のような形に少しずつ改良されていった。データベースがあることによって大学の質保証や質の向上が可能になるという側面があり、またデータベースが公開されることによってどのような情報が必要か分かってきて、よい意味でのフィードバックがある。

【水戸副議長】 国公立限らず自律的にステークホルダーのために情報公開を進めるという精神が各大学についてくれば、だんだん情報の幅と量、深さが出てくると思う。国公立大学は予算で相当制約されているため情報公開が当たり前になっているが、私立大学に対しては自律的な情報公開を期待してもなかなか進まないところがあるので、ガバナンス・コード等において情報公開を呼びかけている。各大学が自律的に情報を自大学のウェブサイト上において公表し、その集積結果がどこかの定型的なデータベースに当てはまって、該当の項目がわかる形で作成されれば、整備されていくのではないかと思う。

【中田事務局長】 ステークホルダー・ボードの意見を踏まえて、大学ポートレート運営会議としてはどのような方向で機能拡充・改修について進めていくのか。また、大学が

ートレート運営会議が小さく生んで大きく育てるという発足時の理念の下で、大学ポートレートの今後の機能・拡充等についてどういう方針を持って臨むという議論はどこで行うのか。

【佐藤事務室長】 この会議が設置形態の違う大学間での御意見を頂戴して議論いただく場だと思っているので、ぜひ忌憚のない御意見をいただきたいと思っている。それぞれの大学の設置形態や置かれている立場を勘案するとなかなか難しい点はあるが、アメリカもその中でも必要な情報をどう提供していくかという議論は進んでいるので、ぜひこの会議の場で議論をして、少しずつでも前に進んでいきたいと思っている。

【中田事務局長】 大学ポートレート運営会議においてどのように意思決定をするかについてはかなり曖昧だと感じている。国公立に関しては毎年運営費を大学が負担しているため、費用負担に対する整備の責任があると思う。結論を前に進める仕組みを作っていないと難しい。

【鈴木議長】 日本においても公表できる案件とできない案件があるかもしれないが、一層情報公表を進めるということで、具体的にどの情報を公開するかについては今後一つ一つ議論を重ねていくという方向で進めていきたいと思う。

【香取委員】 国公立は公表すべき情報というのがほぼ規定されており、全ての国公立大学は規定されている情報を全て公開していると思う。しかし、私立大学においては実際には一部公表していない情報や公表できない情報もある。アメリカであれば求められる以上に情報を公表しなければ学生も社会も信用してくれない状況だが、日本ではそうはなっていない部分もあるのは事実だと思う。都合の悪いことがあるから公表しないのではなく、歴史上の問題や経営上の問題などさまざまな状況が考えられる。しかし、どこまで情報を公表するのか、この会議で一つ一つ決めるのは荷が重いのではないかな。

【鈴木議長】 アメリカにおいては授業料を学生自身が働いて支払う傾向が強く、教育コストにセンシティブな学生たちは授業料の金額や用途に非常に興味を持っている。それに対して日本の学生は授業料を親に支払ってもらう面があり、授業料を負担している意識がないのではないかなと思う。その辺の違いが大学の情報公表の意識の違いを生み出しているのではないかな。

【水戸副議長】 ステークホルダーに対して大学の教育情報や経営・財務情報を公開することは一つの流れとなっており、法律で情報公開をさせる動きがある。自由民主党の行

政改革推進本部の部会においてガバナンス改革を議論する中で、学校法人も情報公開をすべきではないかという議論もあり、取りまとめが3月に出る。私立大学では日本私立大学協会や日本私立大学連盟がガバナンス・コードを改めて作成して情報を公開する呼びかけを行い、各大学が自律的に教職員、経営層を含め情報公開の思想を取り入れていこうとしている最中である。

(4) 大学ポートレートにおける機能拡充・改修等について

- ・佐藤事務室長より、資料5に基づき大学ポートレートの機能拡充・改修等について報告があった。また、金原室長補佐により大学ポートレート国際発信版中国語ページについてデモンストレーションが行われた。その後、佐藤事務室長より、資料6及び資料7に基づき大学ポートレート参加状況及びアクセス数について報告があった。

<主な意見>

【鈴木議長】 大学ポートレートへのアクセス数がなかなか伸びずに今日に至っている。アメリカの例を見ると、学生あるいは保護者が盛んにアプローチしていることが分かるかと思う。この大学ポートレートも何らかの形でもっとアクセス数を増やすことを考えていく必要がある。

(5) その他

<主な意見>

【水戸副議長】 ステークホルダー・ボードの主な意見の中で、「国公立大学と同じ条件で私立大学を分析しようとする場合、国公立大学が提供している学校基本調査のもととなるような私立大学の個票レベルのデータを共有できるのかというのが議論のポイントになる」というものがある。私立学校法は2年後の令和4年度に再度改正が見込まれ、財務のデータを詳しく公開することになる。教育情報についても同じように、学生本位の教育展開ということで、質保証システム部会においてさまざまな指標の公開を求められてくるので、次の大学設置基準の改正の中に情報公開が含まれてくると思う。そういったところでだんだん国公立共通のデータの細部がそろってくるというプロセスが一つ想定される。まずは、私立大学で国公立大学と同じようなデータをどこまで提供できるのかを調査する必要がある。その上で、私立大学が提供できるデー

タがそろったら国公立共通のベースでまずは出発することが一つの方向づけだと思う。

【谷地委員】 総論的にはそのようなベクトルだと思う。ここ数年、日本私立学校振興・共済事業団が各学校法人に交付している私立大学等経常費補助金については情報公開を促進させるような配分方法に変わってきており、今までのような状況は許されない環境になりつつある。私立大学はどういった情報が出せるのか、どこまで出せるのか、まずは現状を把握する必要があると思う。それを踏まえた上で、どこまで国公立大学と足並みをそろえていけるのかを考えていく必要がある。

【鈴木議長】 一連の必要な措置は事務局にお願いするが、この会議の意向として、私立大学団体にどのような情報が公開可能であるかということを知りたい。学生及び保護者のために、国公立で足並みをそろえて日本の高等教育の情報を公開することが必要であり、この会議における議論を出発点としてその一歩を踏み出したいと思う。

以 上